

教育委員会公告第1号

大和高田市立学校外国人講師派遣業務に係る事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和7年1月22日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 業務名

大和高田市立学校外国人講師派遣業務

2 業務概要

(1) 委託内容

ア 外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）の採用、配置に関すること。

大和高田市教育委員会が策定する配置計画に基づきALTの配置・管理・運営等を行うこと。

イ 業務内容

① 国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング

② 国際理解教育、英語教育に係るレッスンの企画及び提案

③ ALTによる英語指導業務

④ ①～③に付随又は関連する業務

⑤ ①～④の他、大和高田市教育委員会と派遣業者とが協議の上、合意した業務

ウ 配置校が計画し、派遣業者が承諾した外国語活動の業務に関すること。

エ その他別紙「大和高田市立学校外国人講師派遣業務仕様書」による。

(2) 配置校

ア 幼稚園 6園（片塩幼稚園、浮孔幼稚園、磐園幼稚園、陵西幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園）

イ 小学校 8校（片塩小学校、高田小学校、土庫小学校、浮孔小学校、磐園小学校、陵西小学校、菅原小学校、浮孔西小学校）

ウ 中学校 3校（高田中学校、片塩中学校、高田西中学校）

エ 高等学校 1校（高田商業高校）

(3) 業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(4) 委託料（見積限度額）

金60,872,790円（税込）

※上記の金額には、委託期間（3年間）における交通費、保険料、給食費等、業務に係る一切の費用を含みます。

3 参加資格要件

(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に

該当する者

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされている者
 - ウ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者
 - エ 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納している者
- (3) 役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 大和高田市暴力団排除条例第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 業務拠点に関する要件
- 近畿2府4県に本店又は契約等の権限を委任する営業所等を有する者であること。
- (5) 入札参加者の業務実績に関する要件
- 入札参加者は、令和元年度以降において同様の業務実績があること。
- ※同様の業務とは、ALTを活用し1年間を通しての業務があり、かつ、1件1年当たりの契約金額が1,000万円以上のものをいう。
- (6) 厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けていること。

4 応募受付期間

令和7年1月31日（金）～2月6日（木）午前9時～午後5時まで

5 その他

大和高田市立学校外国人講師派遣業務に係る事業者選定要項による。

7 問合せ先

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市教育委員会事務局教育部 学校教育課（担当：水谷）
電 話：0745-22-1101（内線2942）
FAX：0745-52-8862